

# 令和3年4月の経営事項審査基準の改正に伴い、 入札参加資格の再審査認定を行います。(希望者のみ)

## 1 入札参加資格の再審査認定とは

令和3年4月以前の旧基準による経営事項審査結果(以下「旧経審結果」という。)により認定を受けた令和3・4年度静岡県建設工事入札参加資格について、令和3年4月以降の新基準による経営事項審査結果(以下「新経審結果」という。)を反映させるため、入札参加資格者の申請に基づき、再審査を行い、認定するものです。

再審査の申請を行えるのは、旧経審結果により入札参加資格の認定を受けている方に限られます。

- ・入札参加資格の再審査認定は希望者のみを対象としています。
- ・入札参加資格の再審査を申請しない場合でも、令和3・4年度静岡県建設工事入札参加資格が消滅することはありません。

## 2 再審査認定の方法

・入札参加資格の総合点数のうち、客観的事項(=経営事項審査総合評定値)について旧経審結果を新経審結果に入れ替えます。それ以外の項目(主観的事項、技術者数要件)は、再審査前の入札参加資格の結果を据置します。

<等級格付を実施する業種の審査方法>

入札参加資格の業種	等級格付の項目		
	総合点数算定の項目		技術者数要件
	客観的事項 (経営事項審査総合評定値)	主観的事項 (工事成績・表彰等)	
土木一式 建築一式 電気、管	新経審結果の点数に入れ替えます	再認定前の点数のとおりとします	再認定前の 人数とします

<等級格付を実施しない業種の審査方法>

入札参加資格の業種	総合点数算定の項目
	客観的事項(経営事項審査総合評定値)
土木一式・建築一式・ 電気・管を除く25業種	新経審結果の点数に入れ替えます

・等級格付(土木一式、建築一式、電気、管工事の4業種)は、既存の令和3・4年度静岡県建設工事入札参加資格の等級格付基準を適用します。

・有効期限は、令和3・4年度(令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)の2年間限りとします。

### 3 再審査の申請手続

#### (1) 受付期間

令和3年7月1日（木）～10月20日（水）

#### (2) 提出資料

資料名	備考
令和3・4年度建設工事入札参加資格に関する再審査申請書	様式は静岡県ホームページ「建設業のひろば」より入手可能です。
令和3・4年度 静岡県建設工事入札参加資格結果通知書写し	
新経審結果通知書写し ※新経審を申請中の場合に限り、申請書（受付行政庁の受理印必要）写しでも申請可能ですが、新経審結果通知を受領後直ちに写しを郵送してください。	○審査基準日が申請日から1年7ヶ月以内であること。 ○新経審結果通知の写しが郵送されない場合、認定ができない可能性があります。

#### (3) 提出方法

郵送又は持参による。（申請受付期間内に当課必着としてください）

郵送の場合は封筒に「建設工事入札参加資格再審査申請書在中」と朱書きしてください。

<提出先>

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県交通基盤部建設業課指導契約班

#### (4) 留意事項

- ・再審査認定の対象となる業種は、入札参加資格の認定を受けている業種**全て**となります。（認定された業種の一部について再審査認定は行いません。）
- ・再審査の申請に併せ、入札参加資格の業種追加の申請をすることはできません。
- ・再審査の結果、総合点数や等級の変更が生じ、再審査前は参加可能であった入札の参加要件から外れてしまう可能性もありますので御注意ください。

### 4 再審査認定結果の通知

令和3年7月1日（木）～10月20日（水）までの期間の中で、毎月20日までに郵送又は持参され、問題なく審査が終了した場合は、その月の最終営業日に郵送によって通知します。

### 5 再審査申請受付・審査期間中の建設工事入札資格申請等の取扱い

申請等の内容	取扱い
新規資格取得	従来とおり受付します。
入札参加資格の業種追加	従来とおり受付します。
廃業、変更届	従来とおり受付します。

問い合わせ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設業課指導契約班

TEL 054-221-3059 FAX 054-221-3562

E-mail : kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp